

I 同和問題解決への歩み

1. 明治維新と解放令

明治政府は、近代化をめざして、「富国強兵」「殖産興業」「文明開化」を掲げるとともに、「四民平等」を唱え、1869年（明治2年）には、天皇の一族を「皇族」、もとの公家や大名を「華族」、武士を「士族」、農民や町民を「平民」としました。そして、1871年（明治4年）には、「えた・非人等の名称を廃止し、身分・職業とも平民と同じにする」といういわゆる「解放令」が出されました。しかし、この「解放令」は、単に蔑称の廃止を宣言したにとどまり、被差別部落の人々が実質的に差別と貧困から解放されるための具体的な施策をとらなかったものではありませんでした。

このため、被差別部落の人々は、納税、兵役、教育の義務を負う一方、皮革製造などの特権が奪われ、その生活は一層苦しいものとなりました。生活に苦しむ被差別部落の人々は、低賃金や悪い労働条件のもとで働かざるを得ませんでした。

2. 全国水平社の創立

1914年（大正3年）に起こった第一次世界大戦以降、日本の資本主義経済はめざましく発展しましたが、農民、漁民、都市労働者などは低所得、低賃金に苦しんでいました。その後、政府がシベリア出兵を決めたことから大商人たちが米の買い占めを行ったため、1918年（大正7年）に全国的に「米騒動」が起こり、とりわけ苦しい生活を余儀なくされていた被差別部落の人々もこれに多数参加しました。

このことから、社会的に被差別部落の問題についての認識が高まり、1920年（大正9年）に初めてこの問題解決のための費用が予算化されました。当時の考えは、差別されている被差別部落の人々に同情や慈悲を施すという「融和政策」といわれるものでした。

この時期には、国民多数に参政権を求める運動や婦人解放運動、労働運動、農民運動、さらにはロシア革命の影響による社会主義運動などいわゆる「大正デモクラシー」が起こりました。被差別部落の人々も、自らの手で解放を勝ち取ろうとする気運が全国的に高まり、1922年（大正11年）、京都の岡崎公会堂で「全国水平社」の創立大会が開かれました。この水平社運動は、被差別部落の人々の基本的人権の自覚を促すとともに、部落差別がいかにかに不当であるかを社会に認識させることとなりました。

全国水平社創立大会の宣言

「全国に散在する部落の人々よ、団結せよ。ここにわれわれが人間を尊敬することによって、自らを解放しようとする運動を起こしたのは当然である。われわれは、心から人生の熱と光を求めるものである。水平社はこうして生まれた。人の世に熱あれ、光あれ。」（一部要約）

3. 戦後の民主化

1945年（昭和20年）第二次世界大戦が終了し、翌年、「日本国憲法」が公布され、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則がうたわれました。しかし、戦争によって荒廃した社会・経済情勢のもとで国民生活は苦しく、特に被差別部落の人々の窮乏は著しいものでした。このような中で、1946年（昭和21年）に水平社運動の伝統を受け継いだ「部落解放全国委員会」が結成されました。部落解放全国委員会では、被差別部落の人々が受けている差別の原因が貧困にあることを明らかにし、生活を守ることを中心とした運動を積極的に展開しました。1951年（昭和26年）の「オール・ロマンス」事件をとおして、部落差別を放置してきた行政の責任が明らかになり、行政施策を要求する運動が全国的に広がっていきました。

オール・ロマンス事件

京都市職員が「オール・ロマンス」という雑誌に、「特殊部落」という小説を寄稿し、同和地区を差別的に描写したとされる事件。この事件をきっかけに、部落解放全国委員会は、被差別部落の生活環境の低位な実態や差別の存在とその責任が行政にあることを指摘し、市は、同和行政推進のための積極的施策を行うようになりました。この事件は、その後の解放運動や行政施策に大きな影響を与えました。

4. 同和問題解決への国の総合的施策

国では1961年（昭和36年）「同和対策審議会」が設置され、1965年（昭和40年）に答申が出されました。この答申では、「同和問題は、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題であり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と明記されました。

この答申を受けて、1969年（昭和44年）に「同和対策事業特別措置法（同対法）」が制定され、同和問題の解決に向けて本格的な取り組みが始まりました。この法律は10年間の時限立法でしたが、1979年（昭和54年）に3年間の延長がされました。さらに残された課題を解決するため、1982年（昭和57年）には、対象地区とその周辺地区との一体化を図るなどの趣旨を盛り込んだ「地域改善対策特別措置法（地対法）」が5年間の時限立法として制定されました。

1987年（昭和62年）からは、一般施策への円滑な移行を図ることを目的とした「地域改善対策特別事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」が5年間の時限立法として制定されました。その後も1992年（平成4年）に同法の一部が改正され、5年間延長されました。

特別措置法による施策（特別対策）の必要性

特別対策は同和地区の劣悪な生活環境と経済的低位性を、期限付きで迅速な事業の推進により早急に改善することを目的としたものであり、その実施を通じて差別と貧困の悪循環を断ち切り、同和問題の解決、すなわち部落差別の解消を図るために実施されてきました。

その後、地対財特法の失効後の方策について検討が重ねられた結果、1996年（平成8年）5月、地域改善対策協議会（地対協）から「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」意見具申が出されました。

意見具申の主な内容

- 事業関係：特別対策は1997年（平成9年）3月で終了し、基本的には一般施策に移行する。
- 教育啓発：これまでの成果と手法への評価を踏まえ、人権教育、啓発に発展的に再構築する。
- 被害救済：あらゆる人権侵害に対して、被害の救済を含めてより有効な対応が図られるよう、人権擁護制度の充実強化に取り組む。

これを踏まえて「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」の閣議決定がなされました。そして、翌年1997年（平成9年）に地対財特法の一部改正が行われ、15の事業に限って5年の経過措置が講じられました。

こうして、2002年（平成14年）3月に同法が失効したことから、同和地区、同和関係者を対象とする特別対策は終了し、これまで特別対策の対象とされた地域においても、他の地域と同様に必要とされる施策を適宜適切に実施していくこととされました。

5. 滋賀県の取組

国の同和対策審議会答申や同対法が施行された状況をふまえて、1971年（昭和46年）に滋賀県同和対策審議会から「同和対策の推進方策について」の答申が出され、同年に「滋賀県同和対策長期計画」を策定し、同和地区における経済力の培養、住民の生活安定、福祉および教育・文化水準の向上などを図るとともに、すべての県民の同和問題に対する理解と認識を深めるための啓発など、各種の施策を総合的かつ計画的に推進することとしました。

1982年（昭和57年）には、地対法の制定趣旨や県同和対策審議会の意見などを踏まえ、本県の実態に即した「滋賀県同和対策総合推進計画」を策定しました。さらに、1987年（昭和62年）には、地対財特法の制定趣旨を踏まえた最終的な総合計画として「滋賀県同和対策新総合推進計画」を策定し、1993年（平成5年）には、その改定計画を策定し、各種施策を推進してきました。その結果、全体的には、同和地区の生活実態は大幅に改善・向上し、特に生活環境の整備を中心

とする物的事業は相当の成果を収めてきました。しかし、依然として予断と偏見による差別事象が発生していることや教育、就労等の面で課題が残されていました。

こうしたことから、地対協の意見具申および政府閣議決定をふまえ、本県におけるこれまでの取り組みの成果と反省をもとに検討を加え、1997年（平成9年）「今後の同和行政に関する基本方針」を策定し、同和問題の解決に向けて取組を進めています。

今後の同和行政に関する基本方針

- ・ 基本的には、特別対策は1997年（平成9年）3月で終了し、残された課題は一般対策で解決を図る。一部の事業については、特別対策を経過措置として実施する。
- ・ 残された課題解決に向けて、既存の一般対策では対応が困難な分野は一般対策に工夫を加えて対応する。
- ・ 差別意識の解消に向けた取り組みは、人権教育・人権啓発に再構築して推進する。

特別対策の終了、すなわち一般対策への移行は、同和問題の早期解決をめざす取り組みの放棄を意味するものではありません。これからも引き続き、基本的人権の尊重される社会づくりを目標に、課題の解決に向けて積極的に取り組む必要があります。

（滋賀県総合政策部人権施策推進課発行
人権啓発冊子「こころやわらかく」参照）